

全国マイ独楽工業会会則

(2008年改定)

全国マイ独楽工業会

〒299-4504 千葉県いすみ市岬町桑田 1271

Tel.0470-87-6385 Fax.0470-87-8686

全国マイ独楽工業会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は全国マイ独楽工業会という。

(目 的)

第 2 条 本会は、マイ独楽製品の技術的発展と向上をもって、国土の秩序ある開発と公共の福祉の増進に寄与し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. マイ独楽に関する調査研究及び技術開発。
2. マイ独楽に関する試験研究の推進。
3. マイ独楽の設計施工に関する規定の整備。
4. マイ独楽の宣伝及び普及。
5. マイ独楽を普及させるための資料の収集及び公開、講習会、研修会の開催。
6. 関係官公庁、公共団体その他の関係方面に対するPR活動。
7. 関係団体との連絡協調。
8. その他本会の目的達成に必要な事業。

(事務所)

第 4 条 本会の事務所は、株式会社マイコマセブンに置く。

(支部)

第 5 条 本会に支部を置くことができる。
支部に関する規約は別に定める。

第 2 章 会 員

(構 成)

第 6 条 本会の会員の構成は、次のとおりとする。

1. 正会員及び準会員

本会の主旨に賛同し、且つ第3条の目的に利害を有する事業を営む個人、法人及びその他の団体とする。

2. 賛助会員

広く本会の主旨に賛同する個人、法人及びその他の団体とする。

(入 会)

第 7 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込書及び資料を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金)

第 8 条 前条により入会を承認された者は、別に定められた入会金を納めなければならない。

但し、既納された入会金は、理由の如何を問わず返還しない。

(会 費)

第 9 条 会員は、別に定められた会費を納めなければならない。

但し、既納された会費、理由の如何を問わず返還しない。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員は次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

1. 本人より、書面による退会の申し出があったとき。
但し、脱会のときは、会費の支払等、本会に対する義務を果さねばならない。
2. 本会の会員としての義務に違反したとき。
3. 本会の名誉を傷つけ、又、本会の目的に反する行為のあったとき。
4. 本会規定の会費を滞納したとき。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 11 条 本会に次の役目を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
理 事 (会計幹事含む)	若干名
監 事	1 名

(選 任)

- 第 12 条
1. 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。
 2. 会長、副会長は、理事の互選によって定める。

(会長等の職務)

- 第 13 条
1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、その職務を代行する。
 3. 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。
 4. 監事は、会務及び会計を監査する。

(任 期)

- 第 14 条
1. 理事及び監事の任期は2年とする。
但し、再任は妨げない。
 2. 補欠のため就任した役目の任期は、前任者の在任期間とする。

(顧問及び相談役)

第 15 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

第 4 章 会 議

(種 類)

第 16 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(招 集)

第 17 条 会議は、会長がこれを招集する。
会長事故あるときは、副会長が招集する。

(開 催)

第 18 条 1. 総会は、これを通常総会及び臨時総会の 2 種に分ける。
2. 通常総会は、毎年 5 月開催とし、臨時総会及び理事会は、随時必要なときに、これを開催する。

(議 長)

第 19 条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 20 条 会議は、その会議を構成する会員、理事の過半数の出席（委任状含む）を必要とする。

(議 決)

第 21 条 議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(会議に付すべき事項)

第 22 条 次に掲げる事項は総会に付議する。

1. 事業計画及び事業報告の承認
2. 予算及び決算の承認
3. 役員を選任
4. その他会長が付議した事項

第 23 条 次に掲げる事項は理事会に付議する。

1. 事業計画に関する議案
2. 予算及び決算に関する議案
3. 会則の変更に関する議案
4. 諸規定の制定及び改廃
5. その他会長が付議した事項

第 5 章 委員会の構成

第 24 条 本会は、第3条の事業を行うに必要な委員会、分科会を設けることができる。

第 6 章 会 計

(会計年度)

第 25 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの期間とする。

(経費の支弁)

第 26 条 本会の経費は、次に掲げるものをもって、これを充てる。

1 正会員と準会員会費

1) 正会員	① 入 会 金	50,000 円
	② 年 会 費	180,000 円
	③ その他	
2) 準会員	① 入 会 金	50,000 円
	② 年 会 費	90,000 円
	③ その他	

但し、事業実施その他のために、特別の費用を必要とするときは、理事会の決定により、臨時会費又は、分担金等の拠出を会員に求めることができる。

2 賛助会員会費 年会費 60,000 円とする。

第 7 章 会 則 の 変 更

(会則の変更)

第 27 条 この会則は、総会において、出席会員(委任状含む)の3分の2以上の同意を得て、これを変更することができる。

第 28 条 この会則は、昭和60年6月4日より制定し、平成20年6月20日の第24回通常総会により改定して、平成20年4月1日より発効する。

(別 則)

第 29 条 この会則に定めるもののほか、この会則の実施について必要な事項は別則で定める。

別 則

第 1 条 会則第5条の支部構成及び運営等は別に定める支部運営要綱による。

第 2 条 会則第8条の入会金は、50,000円とし、入会と同時に納めるものとする。

第 3 条 会則第9条の会費は、年額正会員 180,000円、準会員 90,000円とし、毎年5月に納付するものとする。

第 4 条 会則第24条の委員会、分科会の構成及び運営等は別に定める委員会、分科会運営要綱による。